

議案第74号

朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について  
朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月1日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償の責任について、その一部を免責するために必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(市長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

## 議案第74号資料

### 朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

この条例の趣旨を明らかにしています。

市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部免責について、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による改正後の地方自治法第243条の2第1項に基づき、必要な事項を定めるものです。

#### ●改正後の地方自治法（抜粋）

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

- 2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(市長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

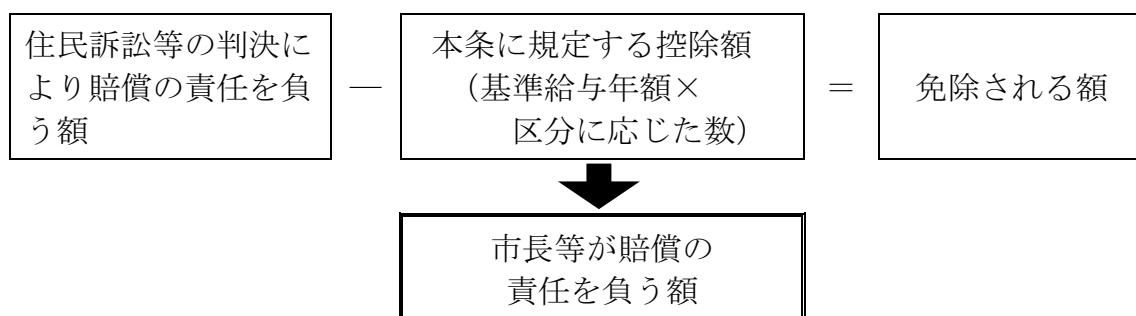
【解説】

市長等が市に対する損害を賠償する責任を免れる額について定めています。

市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとは、市長等が自らの職務行為によって、市に損害を及ぼすことを認識しておらず、又は認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指し、この判断については、最終的に住民訴訟等を通じて裁判所によって判断されることとなります。

この条では、賠償の責任を負う額から、基準給与年額に市長は6、副市長、教育

長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員は4、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員は2、その他職員は1を乗じて得た額を控除して得た額を免除することとしています。



なお、乗ずるべき数については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第156号）による改正後の地方自治法施行令第173条に規定される基準に基づき定めています。

- 改正後の地方自治法施行令（抜粋）
- （普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）
- 第173条 地方自治法第243条の2第1項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 地方警務官（警察法第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第243条の2第1項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第1号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
- イ 普通地方公共団体の長 6
- ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
- ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- ニ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 1
- (2) 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第2号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- イ 警視總監又は道府県警察本部長 2  
ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1
- 2 地方自治法第243条の2第1項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長等の基準給与年額  
(2) 地方警務官 地方警務官の基準給与年額
- 3 地方自治法第243条の2第1項の条例（第2号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。
- (1) 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額  
(2) 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠  
(3) 地方自治法第243条の2第1項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額
- 4 前3項に定めるもののほか、地方自治法第243条の2第1項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

#### 【解説】

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用することを定めています。